

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等
施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整
備費））交付要綱

昭和58年 7月 1日
文 部 大 臣 裁 定
(改正昭和62年 5月21日)
(改正平成 7年 3月22日)
(改正平成 8年 5月10日)
(改正平成 9年 4月 1日)
(改正平成10年 6月17日)
(改正平成10年12月11日)
(改正平成11年12月 9日)
(改正平成13年 1月 6日)
(改正平成13年 4月 1日)
(改正平成14年 4月 1日)
(改正平成15年 4月 1日)
(改正平成17年 4月 1日)
(改正平成18年 3月 9日)
(改正平成20年 8月15日)
(改正平成21年 4月15日)
(改正平成21年 6月 2日)
(改正平成23年11月21日)
(改正平成25年 2月27日)
(改正平成25年 8月 5日)
(改正平成26年 3月31日)
(改正平成26年 4月 1日)
(改正平成27年 4月 1日)
(改正平成28年 3月22日)
(改正平成28年 4月 1日)
(改正平成29年 3月23日)
(改正平成30年 1月 4日)
(改正平成30年 3月14日)
(改正平成31年 3月29日)
(改正令和 2年 3月26日)
(改正令和 2年 5月18日)
(改正令和 2年12月25日)
(改正令和 3年 3月11日)
(改正令和 3年 3月29日)
(改正令和 4年10月 6日)
(改正令和 5年 3月28日)
(改正令和 6年 1月 4日)
(改正令和 6年 3月29日)
(改正令和 7年 3月31日)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 私立大学等（第5条－第15条の3）
- 第3章 専修学校（第16条－第25条の3）
- 第4章 補助金の返還（第26条）
- 第5章 雑則（第27条－第31条）

第1章 総則

（通則）

第1条 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）・短期大学の研究施設及び研究装置の整備、私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業並びに私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業及びエコキャンパス推進事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第3条 文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等並びに学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる施設又は装置の整備、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業若しくは施設等災害復旧事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

一 研究施設

「世界トップレベル研究拠点プログラム」等に選定された研究プロジェクトを推進するための施設の新築、増築、改築又は改修工事に要する本工事費及び附帯工事費であって、工事費が1,000万円以上のもの

二 教育研究施設

「私立大学等改革総合支援事業」において支援の対象となった私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るために必要な施設の新築、増築、改築又は改修工事に要する本工事費及び附帯工事費であって、工事費が1,000万円以上のもの

三 研究装置（ICT活用推進事業に係るものを除く。）

私立の大学の教授、准教授その他研究に従事する職員が職務として行う学術の基礎的研究又は大学院の学生の研究指導に必要な機械、器具その他の設備であって、1個又は1組の価額が4,000万円以上であり、かつ、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とするもの（当該施設工事が

前年度以前に完了している場合を含む。)

四 教育装置（ＩＣＴ活用推進事業に係るものを除く。）

私立大学等及び専修学校が行う教育に必要な機械、器具その他の設備であって、１個又は１組の価額が大学にあつては４，０００万円以上、短期大学及び高等専門学校にあつては３，０００万円以上、専修学校専門課程にあつては２，０００万円以上、専修学校高等課程にあつては４００万円以上であり、かつ、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とするもの（当該施設工事が前年度以前に完了している場合を含む。）

五 ＩＣＴ活用推進事業

私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事（ホストコンピュータ接続装置等の通信装置、無線ＬＡＮに係る通信基地装置等を含む。以下同じ。）、ＩＣＴ装置、施設の改造工事及び既設のＩＣＴ施設における冷房化工事であつて、事業費が１，０００万円以上のもの

専修学校が行う教育に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事であつて、事業費が５００万円以上のもの

六 防災機能等強化緊急特別推進事業

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校専門課程が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であつて、事業費が１，０００万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合にあつては３００万円以上）のもの

専修学校高等課程が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であつて、事業費が４００万円以上のもの（非構造部材の耐震対策工事のみの場合にあつては下限はないものとする。）のもの

ロ 削除

ハ バリアフリー化工事

私立大学等及び専修学校が行う施設のバリアフリー化のための改造工事であつて、事業費が３００万円以上のもの

ニ アスベスト対策工事

私立大学等及び専修学校が行うアスベスト対策のための施設工事（事業費の下限はないものとする。）

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であつて、事業費が３００万円以上（専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が２００万円以上、５００万円以下）のもの

七 エコキャンパス推進事業

低炭素社会の実現に向けて、私立大学等及び専修学校が行う環境に配慮した学校施設の整備のために必要な機器の購入及び改造工事に要する経費であつて、事業費が１，０００万円以上のもの

八 施設等災害復旧事業

災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号。以下「激甚災害法」という。）第２条第１項に規定する激甚災害として局地激甚災害指定基準（昭和４３年中央防災会議決定）により政

令で指定されるもののうち激甚災害法第3条第1項第3号の措置が適用される区域に係る災害をいう。)により甚大な被害を受けた私立大学等の施設、装置及び設備の復旧のための整備であって、事業費が大学(短期大学を除く)にあつては300万円以上、短期大学及び高等専門学校にあつては240万円以上のもの。

2 補助率は、次のとおりとする。

- 一 研究施設
施設の整備に要する経費の2分の1以内
- 二 教育研究施設
施設の整備に要する経費の2分の1以内
- 三 研究装置
装置の整備に要する経費の2分の1以内
- 四 教育装置
装置の整備に要する経費の2分の1以内(専修学校高等課程にあつては、3分の1以内)
- 五 ICT活用推進事業
事業に要する経費の2分の1以内(専修学校高等課程にあつては、3分の1以内)
- 六 防災機能等強化緊急特別推進事業
事業に要する経費の2分の1以内(専修学校高等課程にあつては、3分の1以内(地震による倒壊の危険性が高いものについては2分の1以内)) (アスベスト対策工事について、専修学校専門課程にあつては3分の1以内、専修学校高等課程にあつては9分の2以内)
- 七 エコキャンパス推進事業
事業に要する経費の2分の1以内(専修学校高等課程にあつては、3分の1以内)
- 八 施設等災害復旧事業
災害復旧に要する経費の5分の2以内

(選定基準)

第4条 第3条第1項に掲げる各事業の選定に当たっては、次の事項を考慮し決定するものとする。

- 一 研究施設
 - イ 施設の整備計画の内容及び研究上の利用計画
 - ロ 施設を整備することによる研究上の効果
 - ハ 当該施設を利用する研究組織の種類、規模、研究者数、活動状況及び研究実績
 - ニ 施設の適正な維持・管理及び有効な利用に関する私立大学の管理運営の状況
- 二 教育研究施設
 - イ 施設の整備計画の内容及び教育研究上の利用計画
 - ロ 施設を整備することによる教育研究上の効果
 - ハ 当該施設を利用する教育研究組織の種類、規模、利用者数、活動状況
 - ニ 施設の適正な維持・管理及び有効な利用に関する私立大学等の管理運営の状況
- 三 研究装置
 - イ 装置の購入計画の内容及び研究上の利用計画

- ロ 装置を利用することによる研究上の効果
 - ハ 学部学科、大学院研究科等の種類、規模、研究者数、学生数及び研究実績
 - ニ 装置の適正な維持・管理及び有効な利用に関する私立の大学の管理運営の状況
 - ホ 施設工事の計画
 - 四 教育装置
 - イ 装置の購入計画の内容及び教育上の利用計画
 - ロ 装置を利用することによる教育上の効果
 - ハ 学部学科等の種類、規模及び学生又は生徒数
 - ニ 装置の適正な維持・管理及び有効な利用に関する私立大学等及び専修学校の管理運営の状況
 - ホ 施設工事の計画
 - 五 ICT活用推進事業
 - イ 光ケーブル等の敷設工事、装置の購入計画、施設改造計画の内容及び教育研究上の利用計画
 - ロ 装置を利用することによる教育研究上の効果
 - ハ 学部学科、大学院研究科等の種類、規模、研究者数、学生又は生徒数及び研究実績
 - ニ 装置等の適正な維持・管理及び有効な利用に関する私立大学等及び専修学校の管理運営の状況
 - ホ 施設工事の計画
 - 六 防災機能等強化緊急特別推進事業
 - イ 事業の整備計画の内容及び教育研究上の利用計画
 - ロ 事業を整備することによる教育研究上の効果
 - ハ 学部学科等の種類、規模、研究者数、学生数及び活動状況
 - ニ 事業の適正な維持・管理及び有効な利用に関する私立大学等及び専修学校の管理運営の状況
 - ホ 施設工事の計画
 - 七 エコキャンパス推進事業
 - イ 事業の整備計画の内容及び利用計画
 - ロ 事業を整備することによる低炭素社会実現に向けた効果
 - ハ 施設・装置等の適正な維持・管理及び有効な利用に関する私立大学等及び専修学校の管理運営の状況
 - ニ 施設工事の計画
 - 八 施設等災害復旧事業
 - イ 災害復旧の整備内容
- 2 次の各号に該当する学校法人は、原則として、交付対象としない。
- 一 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置を受けたもの並びに当該年度にこれらの措置を受けたもの及び受ける可能性のあるもの
 - 二 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの
 - 三 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でなく、補助事業の適

正な執行を期し難いと思われるもの

五 補助を受ける私立大学等の教育研究条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの

3 前項の規定は、第3条第1項第六号及び第八号に掲げる補助事業には適用しない。

4 私立大学等において未完成学部等（認可あるいは届出により設置された大学等又は学部・学科のうち、既設学部・学科の定員の減を伴うもの（短期大学及び高等専門学校の学科の定員の減を伴い設置された大学の学部・学科を含む。）を除く。）に係る経費又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第58条、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第45条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第51条若しくは専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）77条の規定に基づき、外国に設けられた組織に係る経費に計上すべきものは交付対象としない。

第2章 私立大学等

（意見の聴取）

第5条 私立大学等における前条（第1項第六号及び第八号を除く。）の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

（申請手続）

第6条 学校法人が補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 学校法人は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第7条 文部科学大臣は、前条による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて交付決定を行い、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）を当該学校法人に送付するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた学校法人は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第 9 条 補助金の交付決定を受けて第 3 条第 1 項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う学校法人（以下この章において「補助事業者」という。）が、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払を行う場合は、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（事業計画変更の承認）

第 10 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第 2 による内容変更承認申請書をあらかじめ文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく次の各号に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

- 一 同一品目で規格の変更
- 二 部品又は附属品の変更
- 三 製造業者又は納入業者の変更

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、その旨を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延の届出）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を記載した届出書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、文部科学大臣の要求があった時は、速やかに別紙様式第 3 による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 30 日以内又はその翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別紙様式第 4 による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、別紙様式第5による国の会計年度終了に伴う実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 5 第1項、第2項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

（補助金の額の確定）

- 第15条 文部科学大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 文部科学大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第15条の2 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式第6）を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前条第4項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

（補助金の支払）

- 第15条の3 補助金の支払は、原則として第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、

補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（別紙様式 7）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第 3 章 専修学校

（申請手続）

- 第 16 条 学校法人等が補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第 8 による交付申請書を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 学校法人等は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 都道府県知事が学校法人等から交付申請書の提出を受けた時は、別紙様式第 9 による交付申請額一覧を添えて当該交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。当該申請が都道府県に到着してから文部科学省に到着するまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

（交付決定の通知）

- 第 17 条 文部科学大臣は、前条による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて交付決定を行い、都道府県知事に交付決定額一覧を送付するものとする。
- 2 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、文部科学大臣から交付決定額一覧の送付を受けた時は、速やかに学校法人等に対し、別紙様式第 10 による交付決定通知書を送付しなければならない。
- 4 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから 30 日とする。

（申請の取下げ）

- 第 18 条 補助金の交付決定を受けた学校法人等は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、学校法人等から前項の規定による届出書を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

- 第 19 条 補助事業を行う学校法人等（以下この章において「補助事業者」という。）が、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払を行う場合は、国の契約及び支払

に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（事業計画変更の承認）

第20条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第11による内容変更承認申請書をあらかじめ都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、次の各号に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

- 一 同一品目で規格の変更
- 二 部品又は附属品の変更
- 三 製造業者又は納入業者の変更

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第21条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、その旨を記載した承認申請書を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延の届出）

第22条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を記載した届出書を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、都道府県知事の要求があった時は、速やかに別紙様式第12による状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第24条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第13による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、別紙様式第14による国の会計年度終了に伴う実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第25条 都道府県知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第20条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。
- 2 都道府県知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合は、別紙様式第15による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。
- 4 都道府県知事は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正措置が可能であると認められるときは、当該補助事業者へ補助事業の是正措置を命ずるものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の是正措置を講じた場合には、その内容を都道府県知事に報告するものとする。
- 6 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 7 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第25条の2 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式第16）を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第7項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

（補助金の支払）

- 第25条の3 補助金の支払は、原則として第25条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（別紙様式17）を都道府県会計管理者に提出しなければならない。

第4章 補助金の返還

(交付決定の取消し等)

第26条 文部科学大臣は、第11条又は第21条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の承認をした場合又は次に掲げる場合には、第7条又は第17条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 補助事業を行う学校法人等（以下「補助事業者」という。）が、適正化法、施行令その他の法令若しくはこの要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の規定により第7条又は第17条の交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第25条第7項の規定を準用する。

第5章 雑則

(財産の管理)

第27条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第28条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号に規定する財産は、1個又は1組の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分申請書を提出しあらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、専修学校に係るものについては、都道府県知事を経由しなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第29条 補助事業者は、補助事業の経理についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了する日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（電磁的方法による提出）

第30条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第31条 文部科学大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附則（平成23年11月21日）

第1条 「大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備事業審査委員会」により、申請区分「いのち」に選定された私立大学に係るプロジェクトを推進するための施設は、第3条第1項第1号に定める施設と見なし、この要綱を適用するものとする。

第2条 前条は平成23年度の予算にかかる補助金の交付について適用する。

附則（平成25年2月27日）

第1条 この要綱の規定は、次項に定めるものを除き、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る補助金の交付について適用し、平成24年度当初予算以前の予算に係る補助金の交付については、なお、従前の例による。

2 要綱第3条第1項第6号の規定は、平成25年2月1日以降に交付を決定する平成24年度当初予算に係る補助金から適用し、同日以前に交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第3条第1項第3号から第7号まで、次のとおり読み替えるものとする。

三 研究装置（ICT活用推進事業に係るものを除く。）

私立の大学の教授、准教授その他研究に従事する職員が職務として行う学術の基礎的研究又は大学院の学生の研究指導に必要な機械、器具その他の設備であって、1個又は1組の価額が1,000万円以上であり、かつ、当該設備を設置する建物その他の施設に関し新增改築工事、改修工事又は電気工事、ガス工事、給排水工事その他の附帯工事（以下「施設工事」という。）を必要とするもの（当該施設工事が前年度以前に完了している場合を含む。）

四 教育装置（ICT活用推進事業に係るものを除く。）

私立大学等及び専修学校が行う教育に必要な機械、器具その他の設備であって、1個又は1組の価額が大学にあつては1,000万円以上、短期大学及び高等専門学校にあつては500万円以上、専修学校にあつては400万円以上であり、かつ、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とするもの（当該施設工事が前年度以前に完了している場合を含む。）

五 ICT活用推進事業

私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事（ホストコンピュータ接続装置等の通信装置、無線LANに係る通信基地装置等を含む。以下同じ。）、ICT装置、施設の改造工事及び既設のICT施設における冷房化工事であって、事業費が、大学にあつては1,000万円以上、短期大学及び高等専門学校にあつては250万円以上（但し、地上デジタル放送視聴のために必要な設置工事を伴うアンテナ設備等の整備をする場合は、この限りでない。）のもの

専修学校が行う教育に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事であって、事業費が250万円以上（但し、地上デジタル放送視聴のために必要な設置工事を伴うアンテナ設備等の整備をする場合は、この限りでない。）のもの

六 防災機能等強化緊急特別推進事業

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあつては1,000万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては400万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であって、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては下限はないものとする。）のもの

ロ 学校施設耐震改築工事

私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事であって、事業費の下限はないものとする

ハ バリアフリー化工事

私立大学等及び専修学校が行う施設のバリアフリー化のための改造工事であって、事業費が、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては150万円以上のもの

ニ アスベスト対策工事

私立大学等が行うアスベスト対策のための施設工事であって、事業費の下限はないものとする

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であって、事業費が300万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下、災害拠点病院の指定を受けている大学病院が行う自家発電設備の単体整備にあつては、上下限はないものとする。）のもの

七 エコキャンパス推進事業

低炭素社会の実現に向けて、私立大学等及び専修学校が行う環境に配慮した学校施設の整備のために必要な機器の購入及び改造工事に要する経費であって、事業費

が、大学にあっては1,000万円以上のもの、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあっては500万円以上のもの

第3条 前条は平成24年度補正予算（第1号）及び平成25年度の予算に係る補助金のうち平成25年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成26年3月31日）

第1条 要綱第3条第1項第3号から第7号まで、附則（平成25年2月27日）第2条のとおり読み替えるものとする。

第2条 前条は、平成26年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成26年4月1日）

第1条 第3条第1項第6号ロに規定する学校施設耐震改築工事に係る同条第1項の規定の適用については、平成28年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附則（平成27年4月1日）

第1条 要綱第3条第1項第3号から第7号まで、附則（平成25年2月27日）第2条のとおり読み替えるものとする。（ただし、第2条第1項第6号ホに規定する災害拠点病院の指定を受けている大学病院が行う自家発電設備の単体整備を除く。）

第2条 前条は、平成27年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成28年3月22日）

第1条 この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成27年10月7日から適用とする。

第2条 要綱第3条第1項第八号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1（1）及び（2）並びに4については準用しないものとする。

第3条 要綱第3条第1項第八号に規定する事業に係る同条第1項の規定の適用については、平成27年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附則（平成28年4月1日）

第1条 この要綱の規定は、平成28年4月1日以降に交付を決定する平成28年度予算にかかる補助金から適用し、平成27年度末までに交付を決定したものに

については、なお、従前の例による。

第2条 要綱第3条第1項第3号から第7号まで、附則（平成25年2月27日）第2条のとおり読み替えるものとする。（ただし、第2条第1項第6号ホに規定する災害拠点病院の指定を受けている大学病院が行う自家発電設備の単体整備を除く。）

第3条 前条は、平成28年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成29年3月23日）

第1条 この要綱の規定は、平成29年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、平成28年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第3条第1項第6号を、次のとおり読み替えるものとする。

六 防災機能等強化緊急特別推進事業

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあつては1,000万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては400万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であつて、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては下限はないものとする。）のもの

ロ 学校施設耐震改築工事

私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事であつて、事業費の下限はないものとする

ハ バリアフリー化工事

私立大学等及び専修学校が行う施設のバリアフリー化のための改造工事であつて、事業費が、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては150万円以上のもの

ニ アスベスト対策工事

私立大学等が行うアスベスト対策のための施設工事であつて、事業費の下限はないものとする

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であつて、事業費が300万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下）のもの

第3条 前条は、平成29年度末までに交付を決定するものについて適用する。

第4条 要綱第3条第1項第6号ロに規定する学校施設耐震改築工事に係る同条第1項の規定の適用については、平成30年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附則（平成３０年１月４日）

第１条 この要綱は、平成３０年１月４日から施行し、平成２９年８月１０日から適用とする。

第２条 要綱第３条第１項第八号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和３７年政令第４０３号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第８調査事務取扱１（１）及び４については準用しないものとし、同調査要領第８調査事務取扱１（２）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる書面の提出をもって代えることができる」と読み替える。

附則（平成３０年３月１４日）

第１条 この要綱の規定は、平成３０年４月１日以降に交付を決定するものから適用し、平成２９年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第２条 要綱第３条第１項第６号を、次のとおり読み替えるものとする。

六 防災機能等強化緊急特別推進事業

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあつては１，０００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては４００万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であつて、大学にあつては３００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては下限はないものとする。）のもの

ロ 学校施設耐震改築工事

私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事であつて、事業費の下限はないものとする

ハ バリアフリー化工事

私立大学等及び専修学校が行う施設のバリアフリー化のための改造工事であつて、事業費が、大学にあつては３００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては１５０万円以上のもの

ニ アスベスト対策工事

私立大学等及び専修学校が行うアスベスト対策のための施設工事であつて、事業費の下限はないものとする

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であつて、事業費が３００万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつて

は下限はないものとする。)(避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下)のもの

第3条 前条は、平成30年度末までに交付を決定するものについて適用する。

第4条 要綱第3条第1項第6号ロに規定する学校施設耐震改築工事に係る同条第1項の規定の適用については、平成30年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附則(平成31年3月29日)

第1条 この要綱の規定は、平成31年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、平成30年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第3条第1項第六号を、次のとおり読み替えるものとする。

六 防災機能等強化緊急特別推進事業

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であつて、事業費が、大学にあつては1,000万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては400万円以上(非構造部材の耐震対策工事のみの場合であつて、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては下限はないものとする。)のもの

ロ 学校施設耐震改築工事

私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事であつて、事業費の下限はないものとする

ハ バリアフリー化工事

私立大学等及び専修学校が行う施設のバリアフリー化のための改造工事であつて、事業費が、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては150万円以上のもの

ニ アスベスト対策工事

私立大学等及び専修学校が行うアスベスト対策のための施設工事であつて、事業費の下限はないものとする

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であつて、事業費が300万円以上(短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては下限はないものとする。)(避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下)のもの

第3条 前条は、平成31年度末までに交付を決定するものについて適用する。

第4条 要綱第3条第1項第八号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)、文部科学省所管私立学

校施設災害復旧費調査要領、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1（1）及び4については準用しないものとし、同調査要領第8調査事務取扱1（2）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる書面の提出をもって代えることができる」と読み替える。

第5条 要綱第3条第1項第6号ロに規定する学校施設耐震改築工事に係る同条第1項の規定の適用については、平成32年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附則（令和2年3月26日）

第1条 この要綱の規定は、令和2年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、令和元年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第3条第1項第六号イを、次のとおり読み替えるものとする。

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあつては1,000万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては400万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であつて、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては150万円以上、専修学校高等課程にあつては下限額はないものとする。）のもの

第3条 要綱第3条第1項第六号ホを、次のとおり読み替えるものとする。

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であつて、事業費が300万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては150万円以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下）のもの

第4条 前2条は、令和2年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和2年5月18日）

第1条 第2条を次のように改める。

この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）・短期大学の私立大学研究ブランディング事業に係る研究施設及び研究装置の整備、私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業、私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業及びエコキャ

ンパス推進事業並びに専修学校高等課程の施設環境改善整備事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

第2条 第3条第1項を次のように改める。

文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等並びに学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる私立大学研究ブランディング事業、施設又は装置の整備、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業若しくは施設環境改善整備事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第3条 第3条第1項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

学校法人等が設置する専修学校高等課程における衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備であって、事業費が200万円以上のもの

第4条 第3条第2項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

事業に要する経費の3分の1以内

第5条 第4条第1項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境整備事業

イ 施設環境改善の整備内容

第6条 別紙様式第8の（注）2を次のように改める。

2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置並びにICT活用推進事業並びに防災機能等強化緊急特別推進事業並びにエコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。

第7条 別紙様式第8の（別紙4）を次のように改める。

（別紙4）〈エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業〉（用紙日本産業規格A4縦型）

第8条 別紙様式第9の記を次のように改める。

事業 番号	専修学校名	設置者名	教育装置名	総事業経費 （うち補助 対象経費）	補助金 交付申 請額
			ICT活用推進事業名 防災機能等強化緊急 特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名		

第9条 別紙様式第12の2を次のように改める。

別紙様式第12の2（防災機能等強化緊急特別推進事業・エコキャンパス推進事業・

施設環境改善整備事業）（第 23 条関係）

第 10 条 別紙様式第 13 の 1 を次のように改める。

1 総括表

教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	① 補助金 交付 決定額	購入（完了）済額			② 補助金 受領 済額	①-② 精算 所要額	備考
		支出 済額	支出 予定額	計			

2-1～2-2（略）

2-3 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施工 業者	契約 年月 日	竣工 年月 日	支払 年月 日
-----------------------------	----	----	----	----	----------	---------------	---------------	---------------

第 11 条 別紙様式第 14 の別紙〈総括表〉を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設置者名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付申請書記載総 事業経費 （うち補助対象）	交付 決定額
----------	-----------	------	---	------------------------------	-----------

第 12 条 別紙様式第 15 の記を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設 置 者 名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付 決定 額	補助 対象 経費	確定 額	不用 額	確定 年月 日
----------	-----------	------------	---	---------------	----------------	---------	---------	---------------

第 13 条 前 12 条は、令和 2 年度の予算に係る国庫補助金のうち令和 2 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和 3 年 3 月 11 日）

第 1 条 この要綱の規定は、令和 3 年 3 月 11 日以降に交付を決定するものから適用し、適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第 2 条 第 2 条を次のように改める。

この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）・短期大学の私立大学研究ブランディング事業に係る研究施設及び研究装置の整備、私立の大学・短期大学・

高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業、私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業及びエコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

第３条 第３条第１項を次のように改める。

文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等並びに学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる私立大学研究ブランディング事業、施設又は装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業若しくは施設環境改善整備事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第４条 第３条第１項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

私立大学等及び専修学校における衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備であって、事業費が２００万円以上のもの

専修学校高等課程における衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備であって、事業費が２００万円以上のもの

第５条 第３条第２項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

事業に要する経費の２分の１以内（専修学校高等課程にあつては、３分の１以内）

第６条 第５条を次のように改める。

私立大学等における前条（第１項第五号に掲げる事業のうち光ケーブル等敷設工事並びに同項第六号、第八号及び第九号を除く。）の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

第７条 別紙様式第１の（注）１を次のように改める。

１ 総事業経費及び補助対象事業経費は、当該学校法人の研究施設、研究装置及び教育装置の整備並びにＩＣＴ活用推進事業、エコキャンパス推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業及び施設環境改善整備事業に要する総事業経費または補助対象事業経費の合計額を記入すること。

第８条 別紙様式第１の別紙４を次のように改める。

別紙４〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第９条 別紙様式第２－９を次のように改める。

別紙様式第２－９〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（第１０関係）

第１０条 別紙様式第３－４を次のように改める。

別紙様式第 3 - 4 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(第 13 条関係)

第 11 条 別紙様式第 4 別紙 1 のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円 (円)	円 (円)	円	円
	小 計 件		円 (円)	円 (円)	円	円

第 12 条 別紙様式第 4 の別紙 5 を次のように改める。

別紙 5 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第 13 条 別紙様式第 4 別紙 6 のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業				
	小 計	件		

第 14 条 別紙様式第 5 別紙のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円 (円)	円
	小 計 件		円 (円)	円

第 15 条 別紙様式第 8 の(注) 2 を次のように改める。

2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置、ICT 活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業及び施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。

第 16 条 別紙様式第 8 の(別紙 4) を次のように改める。

(別紙 4) 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(用紙日本産業規格 A4 縦型)

第 17 条 別紙様式第 9 の記を次のように改める。

事業 番号	専修学校名	設置者名	教育装置名 ICT 活用推進事業名 防災機能等強化緊急	総事業経費 (うち補助 対象経費)	補助金 交付申 請額
----------	-------	------	-----------------------------------	-------------------------	------------------

			特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名		
--	--	--	--	--	--

第 18 条 別紙様式第 12 の 2 を次のように改める。

別紙様式第 12 の 2（防災機能等強化緊急特別推進事業・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業）（第 23 条関係）

第 19 条 別紙様式第 13 の 1 を次のように改める。

1 総括表

教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	① 補助金 交付 決定額	購入（完了）済額			② 補助金 受領 済額	①-② 精算 所要額	備考
		支出 済額	支出 予定額	計			

2-1～2-2（略）

2-3 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施工 業者	契約 年月 日	竣工 年月 日	支払 年月 日
-----------------------------	----	----	----	----	----------	---------------	---------------	---------------

第 20 条 別紙様式第 14 の別紙<総括表>を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設置者名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付申請書記載総 事業経費 （うち補助対象）	交付 決定額
----------	-----------	------	---	------------------------------	-----------

第 21 条 別紙様式第 15 の記を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設 置 者 名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付 決定 額	補助 対象 経費	確定 額	不用 額	確定 年月 日
----------	-----------	------------	---	---------------	----------------	---------	---------	---------------

第 22 条 前 20 条は、令和 2 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

第 23 条 要綱第 3 条第 1 項第八号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和３７年政令第４０３号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第８調査事務取扱１（１）及び４については準用しないものとし、同調査要領第８調査事務取扱１（２）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる届出書をもって代えることができる」と読み替える。

附則（令和３年３月２９日）

第１条 この要綱の規定は、令和３年４月１日以降に交付を決定するものから適用し、適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第２条 第２条を次のように改める。

この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）の附属病院の施設の整備、私立の大学・短期大学の研究装置の整備、私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業、私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業及びエコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

第３条 第３条第１項を次のように改める。

文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等並びに学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる施設又は装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、施設環境改善整備事業若しくは多用途型トリアージスペース整備事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第４条 要綱第３条第１項第六号イを、次のとおり読み替えるものとする。

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあっては１，０００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあっては４００万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であって、大学にあっては３００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあっては１５０万円以上、専修学校高等課程にあっては下限額はないものとする。）のもの

第５条 要綱第３条第１項第六号ホを、次のとおり読み替えるものとする。

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であって、事業費が300万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては150万円以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下）のもの

第6条 第3条第1項第八号の次に次の二号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

私立大学等及び専修学校における衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備であって、事業費が200万円以上のもの

専修学校高等課程における衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備であって、事業費が200万円以上のもの

十 多用途型トリアージスペース整備事業

診療機能に加えて教育・研究機能の使命を担っている大学の附属病院において、平時には通常の大学の附属病院の用に供し、また、感染症の流行や自然災害の発生など不測の事態が生じた時には患者のトリアージの用に供するスペースを確保するために必要な施設の新築、増築工事に要する本工事費及び附帯工事費であって、工事費が1,000万円以上のもの

第7条 第3条第2項第八号の次に次の二号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

事業に要する経費の2分の1以内（専修学校高等課程にあつては、3分の1以内）

十 多用途型トリアージスペース整備事業

施設の整備に要する経費の2分の1以内

第8条 第5条を次のように改める。

私立大学等における前条（第1項第五号に掲げる事業のうち光ケーブル等敷設工事並びに同項第六号、第八号及び第九号を除く。）の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

第9条 別紙様式第1の（注）1を次のように改める。

1 総事業経費及び補助対象事業経費は、当該学校法人の研究施設、研究装置及び教育装置の整備並びにICT活用推進事業、エコキャンパス推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、施設環境改善整備事業及び多用途型トリアージスペース整備事業に要する総事業経費または補助対象事業経費の合計額を記入すること。

第10条 別紙様式第1の別紙1を次のように改める。

別紙1 〈教育研究施設・多用途型トリアージスペース整備事業〉

第11条 別紙様式第1の別紙4を次のように改める。

別紙4 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第12条 別紙様式第2-1を次のように改める。

別紙様式第2-1 〈教育研究施設・多用途型トリアージスペース整備事業〉（第10

関係)

第13条 別紙様式第2-9を次のように改める。

別紙様式第2-9〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(第10関係)

第14条 別紙様式第3-1を次のように改める。

別紙様式第3-4〈教育研究施設・多用途型トリアージスペース整備事業〉(第13条関係)

第15条 別紙様式第3-4を次のように改める。

別紙様式第3-4〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(第13条関係)

第16条 別紙様式第4別紙1の区分の次を次のように改める。

教育研究 施設 ・ 多用途型 トリアージ スペース整 備事業			円 (円)	円 (円)	円	円
	小 計 件		円 (円)	円 (円)	円	円

第17条 別紙様式第4別紙1のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改 善整備事業			円 (円)	円 (円)	円	円
	小 計 件		円 (円)	円 (円)	円	円

第18条 別紙様式第4の別紙2を次のように改める。

別紙2〈教育研究施設・多用途型トリアージスペース整備事業〉

第19条 別紙様式第4の別紙5を次のように改める。

別紙5〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第20条 別紙様式第4別紙6の区分の次を次のように改める。

ス ペ ー ス 整 備 事 業	用 途 型 ト リ ア ー ジ	教 育 研 究 施 設 ・ 多 用 途 型 ト リ ア ー ジ ス ペ ー ス 整 備 事 業				
			小 計	件		

第 2 1 条 別紙様式第 4 別紙 6 のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善 整備事業				
	小	計	件	

第 2 2 条 別紙様式第 5 別紙の区分の次を次のように改める。

教育研究施設・多用途 型トリア ー ジ ス ペ ー ス 整 備 事 業			円 (円)	円
	小	計	円 (円)	円

第 2 3 条 別紙様式第 5 別紙のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善 整備事業			円 (円)	円
	小	計	円 (円)	円

第 2 4 条 別紙様式第 8 の（注）2 を次のように改める。

2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業及び施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。

第 2 5 条 別紙様式第 8 の（別紙 4）を次のように改める。

（別紙 4）〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

第 2 6 条 別紙様式第 9 の記を次のように改める。

事業 番号	専修学校名	設置者名	教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化緊急 特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	総事業経費 （うち補助 対象経費）	補助金 交付申 請額
----------	-------	------	--	-------------------------	------------------

第 2 7 条 別紙様式第 1 2 の 2 を次のように改める。

別紙様式第 1 2 の 2（防災機能等強化緊急特別推進事業・エコキャンパス推進事業・

施設環境改善整備事業）（第２３条関係）

第２８条 別紙様式第１３の１を次のように改める。

１ 総括表

教育装置名 ＩＣＴ活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	① 補助金 交付 決定額	購入（完了）済額			② 補助金 受領 済額	①－② 精算 所要額	備考
		支出 済額	支出 予定額	計			

２－１～２－２（略）

２－３ 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施工 業者	契約 年月 日	竣工 年月 日	支払 年月 日
-----------------------------	----	----	----	----	----------	---------------	---------------	---------------

第２９条 別紙様式第１４の別紙〈総括表〉を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設置者名	教育装置名 ＩＣＴ活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付申請書記載総 事業経費 （うち補助対象）	交付 決定額
----------	-----------	------	--	------------------------------	-----------

第３０条 別紙様式第１５の記を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設 置 者 名	教育装置名 ＩＣＴ活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付 決定 額	補助 対象 経費	確定 額	不用 額	確定 年月 日
----------	-----------	------------	--	---------------	----------------	---------	---------	---------------

第３１条 前２９条は、令和３年度末までに交付を決定するものについて適用する。

第３２条 要綱第３条第１項第六号ロに規定する学校施設耐震改築工事に係る同条第１項の規定の適用については、令和４年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附則（令和４年１０月６日）

第１条 この要綱の規定は、令和４年１０月６日以降に交付を決定するものから適用し、適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 第2条を次のように改める。

この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）・短期大学の研究装置の整備並びに私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業並びに私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業及び施設環境改善整備事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

第3条 第3条第1項柱書を次のように改める。

文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等及び学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる施設若しくは装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業又は施設環境改善整備事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4条 要綱第3条第1項第五号を、次のとおり読み替えるものとする。

五 ＩＣＴ活用推進事業

私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事（ホストコンピュータ接続装置等の通信装置、無線ＬＡＮに係る通信基地装置等を含む。以下同じ。）、ＩＣＴ装置、施設の改造工事及び既設のＩＣＴ施設における冷房化工事であって、事業費が１，０００万円以上のもの
専修学校が行う教育に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事であって、事業費が５００万円以上（高等課程にあっては２５０万円以上、３，０００万円以下）のもの

第5条 要綱第3条第1項第六号イを、次のとおり読み替えるものとする。

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあっては１，０００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあっては４００万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であって、大学にあっては３００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあっては１５０万円以上、専修学校高等課程にあっては下限額はないものとする。）のもの

第6条 要綱第3条第1項第六号ホを、次のとおり読み替えるものとする。

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であって、事業費が３００万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあっては１５０万円以上、専修学校高等課程にあっては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあっては、事業費が２００万円以上、５００万円以下）のもの

第7条 第3条第1項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

私立大学等及び専修学校における衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備であって、事業費が２００万円以上のもの

専修学校高等課程における衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備であって、事業費が２００万円以上のもの

第８条 第３条第２項第八号の次に次一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

事業に要する経費の２分の１以内（専修学校高等課程にあつては、３分の１以内）

第９条 第４条第１項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境整備事業

イ 施設環境改善の整備内

第１０条 第５条を次のように改める。

私立大学等における前条（第１項第五号に掲げる事業のうち光ケーブル等敷設工事並びに同項第六号、第八号及び第九号を除く。）の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

第１１条 別紙様式第１の（注）１を次のように改める。

１ 総事業経費及び補助対象事業経費は、当該学校法人の研究施設、研究装置及び教育装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、エコキャンパス推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業並びに施設環境改善整備事業に要する総事業経費及び補助対象事業経費の合計額を記入すること。

第１２条 別紙様式第１の別紙４を次のように改める。

別紙４ 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第１３条 別紙様式第２－９を次のように改める。

別紙様式第２－９ 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（第１０関係）

第１４条 別紙様式第３－４を次のように改める。

別紙様式第３－４ 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（第１３条関係）

第１５条 別紙様式第４別紙１のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円 (円)	円 (円)	円	円
	小 計 件		円 (円)	円 (円)	円	円

第 16 条 別紙様式第 4 の別紙 5 を次のように改める。

別紙 5 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第 17 条 別紙様式第 4 別紙 6 のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業				
	小	計	件	

第 18 条 別紙様式第 5 別紙のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円	円
			(円)	
		小 計 件	円 (円)	円

第 19 条 別紙様式第 8 の（注）2 を次のように改める。

2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置、ICT 活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。

第 20 条 別紙様式第 8 の（別紙 4）を次のように改める。

（別紙 4）〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

第 21 条 別紙様式第 9 の記を次のように改める。

事業番号	専修学校名	設置者名	教育装置名 ICT 活用推進事業名 防災機能等強化緊急 特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	総事業経費 （うち補助 対象経費）	補助金 交付申 請額
------	-------	------	---	-------------------------	------------------

第 22 条 別紙様式第 12 の 2 を次のように改める。

別紙様式第 12 の 2（防災機能等強化緊急特別推進事業・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業）（第 23 条関係）

第 23 条 別紙様式第 13 の 1 を次のように改める。

1 総括表

教育装置名	①	購入（完了）済額	②	①-②	備考
-------	---	----------	---	-----	----

I C T 活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	補助金 交付 決定額	支出 済額	支出 予定額	計	補助金 受領 済額	精算 所要額	
--	------------------	----------	-----------	---	-----------------	-----------	--

2-1～2-2（略）

2-3 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施工 業者	契約 年月 日	竣工 年月 日	支払 年月 日
-----------------------------	----	----	----	----	----------	---------------	---------------	---------------

第24条 別紙様式第14の別紙〈総括表〉を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設置者名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付申請書記載総 事業経費 (うち補助対象)	交付 決定額
----------	-----------	------	---	------------------------------	-----------

第25条 別紙様式第15の記を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設 置 者 名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付 決定 額	補助 対象 経費	確定 額	不用 額	確定 年月 日
----------	-----------	------------	---	---------------	----------------	---------	---------	---------------

第26条 前24条は、令和4年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和5年3月28日）

第1条 この要綱の規定は、令和5年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条を次のように改める。

この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）・短期大学の研究装置の整備並びに私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業並びに私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、I C T 活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業及び施設環境改善整備事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

第3条 要綱第3条第1項柱書を次のように改める。

文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等及び学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる施設若しくは装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業又は施設環境改善整備事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4条 要綱第3条第1項第五号を、次のとおり読み替えるものとする。

五 ＩＣＴ活用推進事業

私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事（ホストコンピュータ接続装置等の通信装置、無線ＬＡＮに係る通信基地装置等を含む。以下同じ。）、ＩＣＴ装置、施設の改造工事及び既設のＩＣＴ施設における冷房化工事であって、事業費が１，０００万円以上のもの
専修学校が行う教育に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事であって、事業費が５００万円以上（高等課程にあつては２５０万円以上、３，０００万円以下）のもの

第5条 要綱第3条第1項第六号イを、次のとおり読み替えるものとする。

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあつては１，０００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては４００万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であつて、大学にあつては３００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては１５０万円以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（耐震診断のみの場合にあつては下限はないものとする。）のもの

第6条 要綱第3条第1項第六号ロを、次のとおり読み替えるものとする。

ロ 学校施設耐震改築工事

私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事であって、事業費の下限はないものとする

第7条 要綱第3条第1項第六号ホを、次のとおり読み替えるものとする。

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であって、事業費が３００万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては１５０万円以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が２００万円以上、５００万円以下）のもの

第8条 要綱第3条第1項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

私立大学等及び専修学校における衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備であって、事業費が２００万円以上のもの

専修学校高等課程における衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備であって、事業費が200万円以上のもの

第9条 要綱第3条第2項第八号の次に次一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

事業に要する経費の2分の1以内(専修学校高等課程にあつては、3分の1以内)

第10条 要綱第4条第1項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境整備事業

イ 施設環境改善の整備内容

第11条 要綱第5条を次のように改める。

私立大学等における前条(第1項第五号に掲げる事業のうち光ケーブル等敷設工事並びに同項第六号、第八号及び第九号を除く。)の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

第12条 別紙様式第1の(注)1を次のように改める。

1 総事業経費及び補助対象事業経費は、当該学校法人の研究施設、研究装置及び教育装置の整備、ICT活用推進事業、エコキャンパス推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業並びに施設環境改善整備事業に要する総事業経費及び補助対象事業経費の合計額を記入すること。

第13条 別紙様式第1の別紙3の防災機能強化工事の次に次の項目を追加する。

	学校施設耐震改築工事	工事費		円	(円)	(円)
		実施設計費		円		
		耐震診断経費等		円		

第14条 別紙様式第1の別紙4を次のように改める。

別紙4 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第15条 別紙様式第2-5を次のように改める。

別紙様式第2-5〈防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改修・改築工事)〉(第10関係)

第16条 別紙様式第2-9を次のように改める。

別紙様式第2-9〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(第10関係)

第 17 条 別紙様式第 3-4 を次のように改める。

別紙様式第 3-4 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(第 13 条 関係)

第 18 条 別紙様式第 4 の別紙 1 のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円 (円)	円 (円)	円	円
	小 計 件		円 (円)	円 (円)	円	円

第 19 条 別紙様式第 4 の別紙 4 の防災機能強化工事の次に次の項目を追加する。

	学校施設耐震改築工事	工事費	円 (領収書によって 記入すること。)	(円)	(円)	円	円	概算払 の有無	有・無
		実施 設計費	円 (領収書によって 記入すること。)						
		耐震診 断経費 等	円 (領収書によって 記入すること。)						

第 20 条 別紙様式第 4 の別紙 5 を次のように改める。

別紙 5 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第 21 条 別紙様式第 4 の別紙 6 のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業				
	小 計	件		

第 22 条 別紙様式第 5 の別紙のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円 (円)	円
	小 計 件		円 (円)	円

第 23 条 別紙様式第 8 の(注) 2 を次のように改める。

2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置、ICT 活用推進事業、

防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。

第24条 別紙様式第8の（別紙4）を次のように改める。

（別紙4）〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（用紙日本産業規格A4縦型）

第25条 別紙様式第9の記を次のように改める。

事業 番号	専修学校名	設置者名	教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化緊急 特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	総事業経費 （うち補助 対象経費）	補助金 交付申 請額
----------	-------	------	--	-------------------------	------------------

第26条 別紙様式第12の2を次のように改める。

別紙様式第12の2（防災機能等強化緊急特別推進事業・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業）（第23条関係）

第27条 別紙様式第13の1を次のように改める。

1 総括表

教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	① 補助金 交付 決定額	購入（完了）済額			② 補助金 受領 済額	①-② 精算 所要額	備考
		支出 済額	支出 予定額	計			

2-1～2-2（略）

2-3 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施工 業者	契約 年月 日	竣工 年月 日	支払 年月 日
-----------------------------	----	----	----	----	----------	---------------	---------------	---------------

第28条 別紙様式第14の別紙〈総括表〉を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設置者名	教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付申請書記載総 事業経費 （うち補助対象）	交付 決定額
----------	-----------	------	--	------------------------------	-----------

第29条 別紙様式第15の記を次のように改める。

事業	専修	設 置	教育装置名	交付	補助	確定	不用	確定
----	----	-----	-------	----	----	----	----	----

番号	学校名	者名	I C T活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	決定 額	対象 経費	額	額	年月 日
----	-----	----	---	---------	----------	---	---	---------

第30条 前28条は、令和5年度末までに交付を決定するものについて適用する。
ただし、第6条、第13条、第15条、第19条については、令和6年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和6年1月4日）

第1条 この要綱の規定は、令和6年1月4日以降に交付を決定するものから適用し、適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 第5条を次のように改める。

私立大学等における前条（第1項第五号に掲げる事業のうち光ケーブル等敷設工事及び第七号に掲げる事業のうち既存照明LED化等工事並びに同項第六号、第八号及び第九号を除く。）の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

附則（令和6年3月29日）

第1条 この要綱の規定は、令和6年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条を、次のとおり読み替えるものとする。

この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）・短期大学の研究施設及び研究装置の整備並びに私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業並びに私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、I C T活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業及び施設環境改善整備事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

第3条 要綱第3条第1項柱書を、次のとおり読み替えるものとする。

文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等及び学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる施設若しくは装置の整備、I C T活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業又は施設環境改善整備事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4条 要綱第3条第1項第五号を、次のとおり読み替えるものとする。

五 I C T活用推進事業

私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光

ケーブル等敷設工事（ホストコンピュータ接続装置等の通信装置、無線ＬＡＮに係る通信基地装置等を含む。以下同じ。）、ＩＣＴ装置、施設の改造工事及び既設のＩＣＴ施設における冷房化工事であって、事業費が１，０００万円以上のもの
専修学校が行う教育に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事であって、事業費が５００万円以上（高等課程にあつては２５０万円以上、３，０００万円以下）のもの

第５条 要綱第３条第１項第六号イを、次のとおり読み替えるものとする。

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあつては１，０００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては４００万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であつて、大学にあつては３００万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては１５０万円以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（耐震診断のみの場合にあつては下限はないものとする。）のもの

第６条 要綱第３条第１項第六号ロを、次のとおり読み替えるものとする。

ロ 学校施設耐震改築工事

私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事であって、事業費の下限はないものとする

第７条 要綱第３条第１項第六号ホを、次のとおり読み替えるものとする。

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であって、事業費が３００万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては１５０万円以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が２００万円以上、５００万円以下）のもの

第８条 要綱第３条第１項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

私立大学等及び専修学校における衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備であって、事業費が２００万円以上のもの
専修学校高等課程における衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備であって、事業費が２００万円以上のもの

第９条 要綱第３条第２項第八号の次に次一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

事業に要する経費の２分の１以内（専修学校高等課程にあつては、３分の１以内）

第１０条 要綱第４条第１項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境整備事業

イ 施設環境改善の整備内容

第 11 条 要綱第 5 条を、次のとおり読み替えるものとする。

私立大学等における前条（第 1 項第五号に掲げる事業のうち光ケーブル等敷設工事及び第七号に掲げる事業のうち既存照明 LED 化等工事並びに同項第六号、第八号及び第九号を除く。）の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

第 12 条 別紙様式第 1 の別紙 3 の防災機能強化工事の次に次の項目を追加する。

		学校施設耐震改築工事	工事費		円		
			実施設計費		円	(円)	(円)
			耐震診断経費等		円		

第 13 条 別紙様式第 1 の別紙 4 を次のように改める。

別紙 4 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第 14 条 別紙様式第 2－5 を次のように改める。

別紙様式第 2－5 〈防災機能等強化緊急特別推進事業（学校施設耐震改修・改築工事）〉（第 10 関係）

第 15 条 別紙様式第 2－9 を次のように改める。

別紙様式第 2－9 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（第 10 条関係）

第 16 条 別紙様式第 3－4 を次のように改める。

別紙様式第 3－4 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（第 13 条関係）

第 17 条 別紙様式第 4 の別紙 1 のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

			円 (円)	円 (円)	円	円
施設環境改善整備事業						
	小計 件		円 (円)	円 (円)	円	円

第 18 条 別紙様式第 4 の別紙 4 の防災機能強化工事の次に次の項目を追加する。

		学校施設耐震改築工事	工事費		円 (領収書によって 記入すること。)			円 (円)	円 (円)	円	円		
			実施設計費		円 (領収書によって 記入すること。)								
			耐震診断経費等		円 (領収書によって 記入すること。)								概算払の有無

第19条 別紙様式第4の別紙5を次のように改める。

別紙5〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第20条 別紙様式第4の別紙6のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業				
	小計		件	

第21条 別紙様式第5の別紙のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円 (円)	円
	小計	件	円 (円)	円

第22条 別紙様式第8の(注)2を次のように改める。

2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。

第23条 別紙様式第8の(別紙4)を次のように改める。

(別紙4)〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(用紙日本産業規格A4縦型)

第24条 別紙様式第9の記を次のように改める。

事業番号	専修学校名	設置者名	教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化緊急 特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名	総事業経費 (うち補助対象経費)	補助金 交付申請額
------	-------	------	---	---------------------	--------------

			施設環境改善整備事業名		
--	--	--	-------------	--	--

第25条 別紙様式第12の2を次のように改める。

別紙様式第12の2（防災機能等強化緊急特別推進事業・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業）（第23条関係）

第26条 別紙様式第13の1を次のように改める。

1 総括表

教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	① 補助金 交付 決定額	購入（完了）済額			② 補助金 受領 済額	①-② 精算 所要額	備考
		支出 済額	支出 予定額	計			

2-1～2-2（略）

2-3 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施工 業者	契約 年月 日	竣工 年月 日	支払 年月 日
-----------------------------	----	----	----	----	----------	---------------	---------------	---------------

第27条 別紙様式第14の別紙〈総括表〉を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設置者名	教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付申請書記載総 事業経費 （うち補助対象）	交付 決定額
----------	-----------	------	--	------------------------------	-----------

第28条 別紙様式第15の記を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設 置 者 名	教育装置名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付 決定 額	補助 対象 経費	確定 額	不用 額	確定 年月 日
----------	-----------	------------	--	---------------	----------------	---------	---------	---------------

第29条 前26条は、令和6年度末までに交付を決定するものについて適用する。ただし、第5条のうち耐震診断については、令和7年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和7年3月31日）

第1条 この要綱の規定は、令和7年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、

適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条を、次のとおり読み替えるものとする。

この補助金は、私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）・短期大学の研究施設及び研究装置の整備並びに私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の施設の整備及び施設等災害復旧事業並びに私立大学等及び専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。以下同じ。）の装置の整備、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業及び施設環境改善整備事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的とする。

第3条 要綱第3条第1項柱書を、次のとおり読み替えるものとする。

文部科学大臣は、学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人の設置する私立大学等及び学校法人等の設置する専修学校が次に掲げる施設若しくは装置の整備、ICT活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業又は施設環境改善整備事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4条 要綱第3条第1項第五号を、次のとおり読み替えるものとする。

五 ICT活用推進事業

私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事（ホストコンピュータ接続装置等の通信装置、無線LANに係る通信基地装置等を含む。以下同じ。）、ICT装置、施設の改造工事及び既設のICT施設における冷房化工事であって、事業費が1,000万円以上のもの
専修学校が行う教育に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事であって、事業費が500万円以上（高等課程にあっては250万円以上、3,000万円以下）のもの

第5条 要綱第3条第1項第六号イを、次のとおり読み替えるものとする。

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあっては1,000万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあっては400万円以上（非構造部材の耐震対策工事のみの場合であって、大学にあっては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあっては150万円以上、専修学校高等課程にあっては下限額はないものとする。）（耐震診断のみ及び非構造部材の耐震点検のみの場合にあっては下限額はないものとする。）のもの

第6条 要綱第3条第1項第六号ロを、次のとおり読み替えるものとする。

ロ 学校施設耐震改築工事

私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事であって、事業費の下限はないものとする

第7条 要綱第3条第1項第六号ホを、次のとおり読み替えるものとする。

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外防災施設等の整備であって、事業費が300万円以上（短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては150万円以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下）のもの

第8条 要綱第3条第1項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

私立大学等及び専修学校における衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備であって、事業費が200万円以上のもの

専修学校高等課程における衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備であって、事業費が200万円以上のもの

第9条 要綱第3条第2項第八号の次に次一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

事業に要する経費の2分の1以内（専修学校高等課程にあつては、3分の1以内）

第10条 要綱第4条第1項第八号の次に次の一号を追加する。

九 施設環境改善整備事業

イ 施設環境改善の整備内容

第11条 要綱第5条を、次のとおり読み替えるものとする。

私立大学等における前条（第1項第五号に掲げる事業のうち光ケーブル等敷設工事及び第七号に掲げる事業のうち既存照明LED化等工事並びに同項第六号、第八号及び第九号を除く。）の選定については、学識経験者及び私立大学等の学長若しくは教員又は学校法人の理事のうちから高等教育局長の依頼した者の意見を聴くものとする。

第12条 別紙様式第1の別紙3の防災機能強化工事の次に次の項目を追加する。

		学校施設耐震改築工事	工事費		円	(円)	(円)
			実施設計費		円		
			耐震診断経費等		円		

第13条 別紙様式第1の別紙4を次のように改める。

別紙4 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第14条 別紙様式第2－5を次のように改める。

別紙様式第2－5〈防災機能等強化緊急特別推進事業（学校施設耐震改修・改築工事）〉

(第10関係)

第15条 別紙様式第2-9を次のように改める。

別紙様式第2-9〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(第10条関係)

第16条 別紙様式第3-4を次のように改める。

別紙様式第3-4〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉(第13条関係)

第17条 別紙様式第4の別紙1のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業			円 (円)	円 (円)	円	円
	小計 件		円 (円)	円 (円)	円	円

第18条 別紙様式第4の別紙4の防災機能強化工事の次に次の項目を追加する。

		学校施設耐震改築工事	工事費		円 (領収書によって記入すること。)		円 (円)	円 (円)	円	円		
			実施設計費		円 (領収書によって記入すること。)							
			耐震診断経費等		円 (領収書によって記入すること。)							
											概算払の有無	有・無

第19条 別紙様式第4の別紙5を次のように改める。

別紙5〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

第20条 別紙様式第4の別紙6のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業				
	小計	件		

第21条 別紙様式第5の別紙のエコキャンパス推進事業の次に次の項目を追加する。

施設環境改善整備事業		円 (円)	円
------------	--	----------	---

		小 計 件	円 (円)	円

第 2 2 条 別紙様式第 8 の（注） 2 を次のように改める。

2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置、I C T 活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。

第 2 3 条 別紙様式第 8 の（別紙 4）を次のように改める。

（別紙 4）〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

第 2 4 条 別紙様式第 9 の記を次のように改める。

事業 番号	専修学校名	設置者名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能等強化緊急 特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	総事業経費 （うち補助 対象経費）	補助金 交付申 請額
----------	-------	------	---	-------------------------	------------------

第 2 5 条 別紙様式第 1 2 の 2 を次のように改める。

別紙様式第 1 2 の 2（防災機能等強化緊急特別推進事業・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業）（第 2 3 条関係）

第 2 6 条 別紙様式第 1 3 の 1 を次のように改める。

1 総括表

教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	① 補助金 交付 決定額	購入（完了）済額			② 補助金 受領 済額	③-② 精算 所要額	備考
		支出 済額	支出 予定額	計			

2-1～2-2（略）

2-3 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施工 業者	契約 年月 日	竣工 年月 日	支払 年月 日
-----------------------------	----	----	----	----	----------	---------------	---------------	---------------

第 2 7 条 別紙様式第 1 4 の別紙〈総括表〉を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設置者名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能等強化	交付申請書記載総 事業経費 （うち補助対象）	交付 決定額
----------	-----------	------	-----------------------------------	------------------------------	-----------

			緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名		
--	--	--	--	--	--

第 28 条 別紙様式第 15 の記を次のように改める。

事業 番号	専修 学校名	設 置 者 名	教育装置名 I C T 活用推進事業名 防災機能等強化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付 決定 額	補助 対象 経費	確定 額	不用 額	確定 年月 日
----------	-----------	------------	---	---------------	----------------	---------	---------	---------------

第 29 条 前 26 条は、令和 7 年度末までに交付を決定するものについて適用する。
ただし、第 6 条、第 13 条、第 15 条、第 19 条については、令和 8 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）

学校法人

理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付申請書

このたび、別紙私立大学・大学院等教育研究装置施設整備明細書の施設及び装置を整備したいので、下記のとおり私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））の交付を申請します。

記

総 事 業 経 費	金	円
補助対象事業経費	金	円
補 助 申 請 額	金	円

- （注）1 総事業経費及び補助対象事業経費は、当該学校法人の研究施設、教育研究施設、研究装置及び教育装置の整備、ICT活用推進事業、エコキャンパス推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業並びに施設環境改善整備事業に要する総事業経費及び補助対象事業経費の合計額を記入すること。
- 2 補助申請額は、当該学校法人の補助申請額の合計額を記入すること。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備明細書

事業名等	施設工事明細						総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額	
	工事種類		構造	階数	整備面積	単価 (1㎡当たり)			金額
	新築・増築・改築・改造	工事費			㎡	円	円	円 (円)	円
		実施設計費					円	円 (円)	円
		小計			㎡		円	円 (円)	円
合 計			件			円	円 (円)	円	
							法人番号		

- (注) 1 「事業名等」、「補助申請額」及び「法人番号」の各欄は計画調書に示されたものを記入すること。
- 2 「工事種類」欄にあっては、当該工事種類に○を付すこと。
- 3 「構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート造にあってはSRC、鉄筋コンクリート造にあってはRC、木造にあってはW、鉄骨その他造にあってはSと記入すること。

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備明細書

区分	事業名等		装 置 明 細				総事業経費	補助申請額		
			物品名	年・型・仕様	数 量	金 額	(うち 補助対象)			
研究 装 置						円	円 (円)	円		
	小 計		件			円	円 (円)	円		
教 育 装 置						円	円 (円)	円		
	小 計		件			円	円 (円)	円		
I C T 活 用 推 進 事 業	装 置		物品名	年・型・仕様	数 量	金 額	円 (円)	円		
						円				
	工 事		種 別	細 別	数 量	金 額	円 (円)	円		
						円				
	小 計		件			円	円 (円)	円		
合 計			件			円	円 (円)	円		
							法人番号			

(注) 1 「事業名等」、「補助申請額」及び「法人番号」の各欄は計画調書に示されたものを記入すること。
2 装置が1物品の場合でも、「装置明細」欄に該当事項を必ず記入すること。

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備明細書

事業名等		事業費明細			総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額
		費目名		金額		
	学校施設耐震改修工事	工事費		円	(円)	円
		実施設計費		円		
		耐震診断経費等		円		
	バリアフリー化工事	工事費		円	(円)	円
		実施設計費		円		
	アスベスト対策工事	工事費		円	(円)	円
		実施設計費		円		
		調査分析費		円		
	防災機能強化工事	工事費		円	(円)	円
		実施設計費		円		
	学校施設耐震改築工事	工事費		円	(円)	円
		実施設計費		円		
		耐震診断経費等		円		
合 計				円	(円)	円
					法人番号	

(注) 「事業名等」、「補助申請額」及び「法人番号」の各欄は、計画調書に示されたものを記入すること。

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備明細書

事業名等	事業費明細			総事業経費	補助申請額
	費目名		金額	(うち補助対象)	
	工事費		円	円	円
	実施設計費			(円)	
	工事費		円	円	円
	実施設計費			(円)	
	工事費		円	円	円
	実施設計費			(円)	
合計		件	円	円 (円)	円
				法人番号	

(注) 「事業名等」、「補助申請額」及び「法人番号」の各欄は、計画調書に示されたものを記入すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る補助事業の内
容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事 業 名 等	施 設 工 事 内 訳							総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額			
		工 種	事 類	構 造	階 数	整 面	備 積	単価 (1㎡当たり)			金 額		
		新	新築・増築・改築・改造	工事費				㎡	円	円	(円)	千円	
			実施設計費							円			
			合計						円				
		旧	新築・増築・改築・改造	工事費					㎡	円	円	(円)	千円
			実施設計費							円			
			合計						円				
プロジェクト責任者所属・職・氏名				施設を使用する主な研究者				しゅん工期限	施工業者名・所在地				
				所属研究科等・職		氏 名							
						他 名							
事業を変更する研究上等の理由										そ の 他			
(具体的かつ簡潔に記入すること。)													
										法人番号			

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る補助事業の内容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事 業 名 等		装 置 内 容				総 事 業 経 費 (うち補助対象)	補助申請額
			物 品 名	年, 型, 仕様	数 量	金 額		
		新				円	(円 円)	円
		旧				円	(円 円)	円
新 装 置	設 置 場 所	使用責任者所属・職・氏名		装置を使用する主な研究者		納入期限	製造業者名・所在地	
				所属学部等・職	氏 名			
					他 名			
旧 装 置 を 整 備 し な い 理 由				新装置を選定した研究上の必要性				そ の 他
(具体的かつ簡潔に記入すること。)				(具体的かつ簡潔に記入すること。)				
							法人番号	

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る補助事業の内容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事 業 名 等		装 置 内 容				総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額
			物 品 名	年・型・仕様	数 量	金 額		
		新				円	(円)	円
		旧				円	(円)	円
新 装 置	設置場所	使用責任者所属・職・氏名	装置を使用する主な教員等		納入期限	製造業者名・所在地		
			所 属 学 部 等 ・ 職 氏 名					
			他 名					
			装置を使用する主な学生					
			所 属 学 部 等 人 数					
旧 装 置 を 整 備 し な い 理 由			新装置を選定した教育上の必要性			そ の 他		
(具体的かつ簡潔に記入すること。)			(具体的かつ簡潔に記入すること。)					
						法人番号		

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る補助事業の内
容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事 業 名 等			区 分				総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額
		新	通信装置	物 品 名	年・型・仕様	数 量	金 額	(円 円)	円
						円			
			種 別	細 別	数 量	金 額			
						円			
		旧	通信装置	物 品 名	年・型・仕様	数 量	金 額	(円 円)	円
						円			
			種 別	細 別	数 量	金 額			
						円			
新装置	設 置 場 所	使用責任者所属・職・氏名	装置を使用する主な研究者・教員等				納入期限 しゅん工期限	製造業者名又は 施工業者名・所在地	
			所属学部等・職		氏 名				
			他 名						
	装置を使用する主な学生								
	所 属 学 部 等		人 数						
			名						
	旧装置を整備しない理由				新装置を選定した教育研究上の必要性				そ の 他
(具体的かつ簡潔に記入すること。)				(具体的かつ簡潔に記入すること。)					
								法 人 番 号	

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る補助事業の内
容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業番号	事業名等 (施設名)		事業費内訳			総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額				
			費目名	金額							
		新	工事費		円	(円 円)	円				
			実施 設計費		円						
			耐震診断 経費等		円						
		旧	工事費		円	(円 円)	円				
			実施 設計費		円						
			耐震診断 経費等		円						
管理責任者所属・職・氏名		施設を使用する主な研究者・教員等		施設を利用する主な学生		しゅん工 期限	施工業者名・所在地				
								所属学部等・職	氏 名	所属学部等	人 数
									他 名		名
事業を変更する教育研究上等の理由							そ の 他				
(具体的かつ簡潔に記入すること。)											
						法人番号					

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 (郵便番号)
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費
(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)) 補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))に係る補助事業の内
容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事 業 名 等		事 業 費 内 訳			総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額
			費 目 名		金 額		
		新	工 事 費		円	(円 円)	円
			実 施 設 計 費		円		
		旧	工 事 費		円	(円 円)	円
			実 施 設 計 費		円		
管理責任者所属・職・氏名		施設を使用する主な研究者・教員等		施設を利用する主な学生		し 間 隔 工 期 限	施 工 業 者 名 ・ 所 在 地
	所属学部等・職		氏 名	所属学部等	人 数		
			他 名		名		
事業を変更する教育研究上等の理由							そ の 他
(具体的かつ簡潔に記入すること。)							
						法人番号	

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る補助事業の内
容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事 業 名 等		事 業 費 内 訳			総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額
			費 目 名	金 額			
		新	工 事 費		円	(円 円)	円
			実 施 設 計 費		円		
			調 査 分 析 費		円		
		旧	工 事 費		円	(円 円)	円
			実 施 設 計 費		円		
			調 査 分 析 費		円		
使用責任者所属・職・氏名		施設を使用する主な研究者・教員等		施設を利用する主な学生		しゅう工期限	製造業者名・所在地
		所属学部等・職		氏 名	所属学部等	人 数	
			他 名			名	
事業を変更する教育研究上等の理由							そ の 他
(具体的かつ簡潔に記入すること。)							
						法人番号	

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設
整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備
費））に係る補助事業の内容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事業名等 (施設名)	事業費内訳			総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額		
		費目名		金額				
		新	工事費	円	(円)	円		
			実施設計費	円				
		旧	工事費	円	(円)	円		
			実施設計費	円				
管理責任者所属・職・氏名		施設を使用する主な研究者・教員等		施設を利用する主な学生		しゅぎ期限	施工業者名・所在地	
		所属学部等・職		氏名	所属学部等			人数
				他名				名
事業を変更する教育研究上等の理由							その他	
(具体的かつ簡潔に記入すること。)								
						法人番号		

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））補助事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る補助事業の内
容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事業 番号	事 業 名 等 (施 設 名)		事 業 費 内 訳			総事業経費 (うち補助対象)	補助申請額
			費 目 名		金 額		
		新	工 事 費		円	(円)	円
			実 施 設 計 費		円		
		旧	工 事 費		円	(円)	円
			実 施 設 計 費		円		
管理責任者所属・職・氏名					しゅん工期限	施工業者名・所在地	
事業を変更する教育研究上等の理由						そ の 他	
(具体的かつ簡潔に記入すること。)							
					法人番号		

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））整備状況報告書

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る施設の整備状況について、下記のとおり報告します。

記

事業 番号	事業名等	施 設 工 事 明 細						工 期		交付申請 書記載総 事業経費	支 出 額	支出 (予定) 年月日	補助事業 内容変更	
		工事 種類	構造	階数	整備 面積	単 価 (1㎡当 たり)	金 額	着 工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日					
		新築・増築・改築・改造	工事費			㎡	円 (契約した金額を 記入すること。)			円	円			
			実施設計											円 (契約した金額を 記入すること。)
			小計											円 (契約した金額を 記入すること。)
		新築・増築・改築・改造	工事費			㎡	円 (契約した金額を 記入すること。)			円	円			
			実施設計											円 (契約した金額を 記入すること。)
			小計											円 (契約した金額を 記入すること。)
合 計				件				円			円	円		
											法人番号			

（注） 1 「着工（予定）年月日」、「しゅん工（予定）年月日」及び「支出（予定）年月日」の各欄は、着工していない場合及びしゅん工又は支出が完了していない場合には、それぞれの確実な予定年月日を（ ）を付して記入すること。

2 「支出済額」欄は、本事業に係る総事業経費の全部又は一部を支出した場合のみ記入すること。

3 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。

4 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））整備状況報告書

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る装置の整備状況について、下記のとおり報告します。

記

区分	事業 番号	事業名等	装 置 明 細					交付申請書 記載総事業 経費	支出済額	支 出 (予定) 年月日	補助事業 内容変更	
			物品名	年・型 ・仕様	数量	金 額	しゅん工 (予定) 年月日					
研究 装置						円 (契約した金額を 記入すること。)		円	円			
	小 計		件									
教育 装置						円 (契約した金額を 記入すること。)		円	円			
	小 計		件					円	円			
I C T 活 用 推 進 事 業			装 置	物品名	年・型 ・仕様	数量	金 額	しゅん工 (予定) 年月日	円	円		
							円 (契約した金額を 記入すること。)					
			工 事	種 別	細 別	数量	金 額	しゅん工 (予定) 年月日	円	円		
							円 (契約した金額を 記入すること。)					
	小 計		件					円	円			
	合 計		件					円	円			
									法人番号			

(注) 1 「納入（予定）年月日」、「しゅん工（予定）年月日」及び「支出（予定）年月日」の各欄は、納入、しゅん工又は支出が完了していない場合には、それぞれの確実な予定年月日を（ ）を付して記入すること。

2 「支出済額」欄は、本事業に係る総事業経費の全部又は一部を支出した場合のみ記入すること。

3 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。

4 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））整備状況報告書

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る施設の整備状況について、下記のとおり報告します。

記											
事業 番号	事 業 名 等		事 業 費 明 細			工 期		交付申請書 記載総事業 経費	支 出 済 額	支 出 (予定) 年月日	補助事業 内容変更
			費 目 名		金 額	着工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日				
		学校施設耐震改修工事	工 事 費		円 (契約した金額を記入すること。)			円	円		
			実 施 設 計 費		円 (契約した金額を記入すること。)						
			耐 震 診 断 軽 費		円 (契約した金額を記入すること。)						
		バリアフリー化工事	工 事 費		円 (契約した金額を記入すること。)			円	円		
			実 施 設 計 費		円 (契約した金額を記入すること。)						
		アスベスト対策工事	工 事 費		円 (契約した金額を記入すること。)			円	円		
			実 施 設 計 費		円 (契約した金額を記入すること。)						
			調 査 分 析 費		円 (契約した金額を記入すること。)						
		防災機能強化工事	工 事 費		円 (契約した金額を記入すること。)			円	円		
			実 施 設 計 費		円 (契約した金額を記入すること。)						
合 計				件				円	円		
									法人番号		

(注) 1 「着工（予定）年月日」、「しゅん工（予定）年月日」及び「支出（予定）年月日」の各欄は、着工していない場合及びしゅん工又は支出が完了していない場合には、それぞれの確実な予定年月日を（ ）を付して記入すること。

2 「支出済額」欄は、工事に係る総事業経費の全部又は一部を支出した場合のみ記入すること。

3 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。

4 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））整備状況報告書

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る装置の整備状況について、下記のとおり報告します。

記

事業 番号	事 業 名 等 (施 設 名)	事 業 費 明 細			工 期		交付申請 書記載総 事業経費	支 出 額	支 出 (予定) 年月日	補助事業 内容変更
		費 目 名		金 額	着 工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日				
		工 事 費		円 (契約した金 額を記入す ること。)			円	円		
		実 施 設 計 費								
		工 事 費					円	円		
		実 施 設 計 費								
		工 事 費					円	円		
		実 施 設 計 費								
合 計		件					円	円		
								法人番号		

(注) 1 「しゅん工（予定）年月日」及び「支出（予定）年月日」の各欄は、納入、しゅん工又は支出が完了していない場合には、それぞれの確実な予定年月日を（ ）を付して記入すること。

2 「支出済額」欄は、本事業に係る総事業経費の全部又は一部を支出した場合のみ記入すること。

3 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。

4 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業の実績に
ついて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第14条の規定に
より、別紙のとおり報告します。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

別紙1〈総括表〉

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））実績報告書

区 分	事業 番号	事 業 名 等 （ 施 設 名 ）	交付申請書記載 総事業経費 （うち補助対象）	実支出額 （うち補助対象）	交付決定額	交付請求額
研 究 施 設			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
教育研究 施 設			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
研 究 装 置			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
教 育 装 置			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
I C T活用 推進事業			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
防災機能等 強化緊急特 別推進事業			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
エコキャン パス推進事 業			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
施設環境改 善整備事業			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
		小 計 件	円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
合 計 件			円 （ 円 ）	円 （ 円 ）	円	円
					法人番号	

別紙2 〈研究施設・教育研究施設〉

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））実績報告書

事業 番号	事業名等	施 設 内 訳					交付申請 書記載総 事業経費 (うち補助対象)	実支出額 (うち補助対象)	交 付 決定額	交 付 請求額	支 出 年月日	補助事業 内容変更		
		工事 種類	構造	階数	金 額	しゅん工 年月日								
		新築・増築・改築・改造	工事費			円 (領収書によって記入すること。)	円 (円)	円 (円)	円	円				
			実施設計費			円 (領収書によって記入すること。)								
			小 計			円 (領収書によって記入すること。)					概算払の有無	有・無		
		新築・増築・改築・改造	工事費			円 (領収書によって記入すること。)								
			実施設計費			円 (領収書によって記入すること。)				概算払の有無	有・無			
			小 計			円 (領収書によって記入すること。)								
合 計			件				円 (円)	円 (円)	円	円				
											法人番号			

(注) 1 「しゅん工年月日」欄は、検査の上、しゅん工を確認した年月日を記入（「検査調書」の検査完了日と合致）すること。

2 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。

3 実績報告書にはしゅん工状況が確認できる写真（日付を付記、工事中の状況のものを含む。）並びに工事の契約書、工事しゅん工通知書、検査調書、請求書及び領収書の写し（工事しゅん工通知書、請求書及び領収書は施工業者作成のものを、事業番号順に別紙に添付すること。

4 「概算払の有無」欄の有に該当がある場合には、精算額内訳表（別紙6）を添付すること。なお、これら添付書類のうち、概算払を受けるため既に文部科学省に提出済の書類（契約書、工事しゅん工通知書、検査調書、請求書及び領収書）がある場合には、その書類を改めて添付する必要はない。

5 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費（うち補助対象）」、「交付決定額」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

別紙3 〈研究装置・教育装置・ICT活用推進〉

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））実績報告書

区分	事業番号	事業名等	装置内訳					交付申請書記載総事業経費 (うち補助対象)	実支出額 (うち補助対象)	交付決定額	交付請求額	支出年月日	補助事業内容変更			
			物品名	年・型・仕様	数量	金額	納入年月日									
研究装置						円 (領収書によって記入すること。)		円 (円)	円 (円)	円	円					
	小計		件					円 (円)	円 (円)	円	円	概算払の有無	有・無			
教育装置						円 (領収書によって記入すること。)		円 (円)	円 (円)	円	円					
	小計		件					円 (円)	円 (円)	円	円	概算払の有無	有・無			
ICT活用推進事業			装置	物品名	年、型、仕様	数量	金額	納入年月日	円 (円)	円 (円)	円	円				
							円 (領収書によって記入すること。)									
			工事	種別	細別	数量	金額	しゅん工年月日								
							円 (領収書によって記入すること。)									
	小計		件					円 (円)	円 (円)	円	円	概算払の有無	有・無			
合計			件					円 (円)	円 (円)	円	円					
										法人番号						

(注) 1 「納入年月日」及び「しゅん工年月日」欄は、検査の上、納入及びしゅん工を確認した年月日を記入（「検査調書」の検査完了日と合致）すること。

2 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。

3 実績報告書には納入状況が確認できる写真（日付を付記、ICT活用推進事業に係る写真にあっては工事中の状況及びしゅん工が確認できる写真）並びに装置又は工事の契約書、納品書（ICT活用推進事業にあっては納品書又は工事しゅん工通知書）、検査調書、請求書及び領収書の写し（納品書、工事しゅん工通知書、請求書及び領収書は物品供給者又は施工業者作成のものを、事業番号順に別紙に添付すること。

4 「概算払の有無」欄の有に該当がある場合には、精算額内訳表（別紙6）を添付すること。なお、これら添付書類のうち、概算払を受けるため既に文部科学省に提出済の書類（契約書、納品書、工事しゅん工通知書、検査調書、請求書及び領収書）がある場合には、その書類を改めて添付する必要はない。

5 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費（うち補助対象）」、「交付決定額」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

別紙 4 〈防災機能等強化緊急特別推進事業〉

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））実績報告書

事業 番号	事業名等		事業費内訳			交付申請書 記載総事業 経費 (うち補助対象)	実支出額 (うち補助対象)	交付 決定額	交付 請求額	支出 年月日	補助事業 内容変更
			費目名	金額	しゅん工 年月日						
		学校施設耐震改修工事	工事費	円 (領収書によって 記入すること。)		(円)	(円)	円	円		
			実施設計費	円 (領収書によって 記入すること。)							
			耐震診断経費等	円 (領収書によって 記入すること。)						概算払の有無	有・無
		バリアフリー化工事	工事費	円 (領収書によって 記入すること。)		(円)	(円)	円	円		
			実施設計費	円 (領収書によって 記入すること。)						概算払の有無	有・無
		アスベスト対策工事	工事費	円 (領収書によって 記入すること。)		(円)	(円)	円	円		
			実施設計費	円 (領収書によって 記入すること。)							
			調査分析費	円 (領収書によって 記入すること。)						概算払の有無	有・無
		防災機能強化事業	工事費	円 (領収書によって 記入すること。)		(円)	(円)	円	円		
			実施設計費	円 (領収書によって 記入すること。)						概算払の有無	有・無
		学校施設耐震改築工事	工事費	円 (領収書によって 記入すること。)		(円)	(円)	円	円		
			実施設計費	円 (領収書によって 記入すること。)							
			耐震診断経費等	円 (領収書によって 記入すること。)						概算払の有無	有・無
合計				件		(円)	(円)	円	円		
										法人番号	

- (注) 1 「しゅん工年月日」欄は、検査の上、しゅん工を確認した年月日を記入（「検査調書」の検査完了日と合致）すること。
- 2 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。
- 3 実績報告書にはしゅん工状況が確認できる写真（日付を付記、工事中の状況のものを含む。）並びに工事の契約書、工事しゅん工通知書、検査調書、請求書及び領収書の写し（工事しゅん工通知書、請求書及び領収書は施工業者作成のものを、事業番号順に別紙に添付すること。
- 4 学校施設耐震改修工事については、改修後の構造耐震指数及び保有水平耐力に係る指数の証明書を添付すること。
- 5 「概算払の有無」欄の有に該当がある場合は、精算額内訳表（別紙6）を添付すること。なお、これら添付書類のうち、概算払を受けるため既に文部科学省に提出済の書類（契約書、請書、納品書、工事しゅん工通知書、検査調書、請求書及び領収書）がある場合には、その書類を改めて添付する必要はない。
- 6 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費（うち補助対象）」、「交付決定額」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

別紙5 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））実績報告書

事業 番号	事業名等	事業費内訳				交付申請書 記載総事業 経費 (うち補助対象)	実支出額 (うち補助対象)	交 付 決定額	交 付 請求額	支 出 年月日	補助事業 内容変更		
		費 目 名		金 額	しゅん工 年月日								
		工 事 費		円 (領収書によつて記入すること。)		円 (円)	円 (円)	円	円				
		実 施 設 計 費											
		工 事 費		円 (領収書によつて記入すること。)		円 (円)	円 (円)	円	円				
		実 施 設 計 費											
		工 事 費		円 (領収書によつて記入すること。)		円 (円)	円 (円)	円	円				
		実 施 設 計 費											
合 計		件				円 (円)	円 (円)	円	円				
								法人番号					

- (注) 1 「しゅん工年月日」欄は、検査の上、しゅん工を確認した年月日を記入（「検査調書」の検査完了日と合致）すること。
- 2 「補助事業内容変更」欄は、交付申請書と異なるものについて、変更した内容を簡潔に記入すること。なお、その変更について文部科学大臣の承認を受けている場合は、承認年月日及び承認文書番号を付記すること。
- 3 実績報告にはしゅん工状況が確認できる写真（日付を付記、工事中の状況のものを含む。）並びに工事の契約書、工事しゅん工通知書、検査調書、請求書及び領収書の写し（工事しゅん工通知書、請求書及び領収書は施工業者作成のものを、事業番号順に別紙に添付すること。
- 4 「概算払の有無」欄の有に該当がある場合は、精算額内訳表（別紙6）を添付すること。これらの添付書類のうち、概算払を受けるため既に文部科学省に提出済の書類（契約書、工事しゅん工通知書、検査調書、請求書及び領収書）がある場合には、その書類を改めて添付する必要はない。
- 5 「事業番号」、「事業名等」、「交付申請書記載総事業経費（うち補助対象）」、「交付決定額」及び「法人番号」の各欄には、交付申請書に記載のものを記入すること。

精算内訳表（差引精算額の基礎となった事業のみを記入のこと。）

差 引 精 算 額 金 円

交 付 決 定 額 金 円
概算払受領額 金 円

区 分	事業番号	施 設 又 は 装 置 名	補 助 金 額	概算払受領年月日
研究施設				
	小 計	件		
教育研究 ・施設				
	小 計	件		
研究装置				
	小 計	件		
教育装置				
	小 計	件		
I C T活用 推進事業				
	小 計			
防災機能等強化 緊急特別推進事業				
	小 計	件		
エコキャンパス 推進事業				
	小 計	件		
施設環境改善整備 事業				
	小 計	件		
合 計		件		

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））の国の会計年度終了に伴う実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助
金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業の実績に
ついて、国の会計年度内に補助事業が完了していませんので、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律」（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 4 条の規定により、別紙のとおり報告します。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

別紙〈総括表〉（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））の国の会計年度終了に伴う実績報告書

区 分	事業 番号	事 業 名 等	交付申請書記載 総事業経費 (うち補助対象)	交付決定額
研究施設			円 (円)	円
		小 計 件	円 (円)	円
教育研究 施設			円 (円)	円
		小 計 件	円 (円)	円
研究装置			円 (円)	円
		小 計 件	円 (円)	円
教育装置			円 (円)	円
		小 計 件	円 (円)	円
			円 (円)	円
I C T活用 推進事業				
		小 計 件	円 (円)	円
防災機能等強化緊急特別推進事業			円 (円)	円
		小 計 件	円 (円)	円
エコキャンパス推進事業			円 (円)	円
		小 計 件	円 (円)	円
施設環境改善整備事業			円 (円)	円
		小 計 件	円 (円)	円
合 計			件	円

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

所 在 地 （郵便番号）
学校法人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、私立学校施設整備費
補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和
58年7月1日文部大臣裁定）第15条の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金額（交付要綱第15条による額の確定額）

円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
- 5 補助金返還相当額（4－3）

円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

令和 年 月 日

(精算・概算) 請 求 書

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））を、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和５８年７月１日文部大臣裁定）第１５条の３の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円 也

学校法人名

理事長名

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（学校法人等理事長名）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））交付申請書（専修学校関係）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、下記のとおり国庫補助金を交付されるよう、別紙整備計画書を添えて申請します。

記

総事業経費	金	円
補助対象経費	金	円
	（内訳）専門課程	円
	高等課程	円
補助金交付申請額	金	千円
	（内訳）専門課程	千円
	高等課程	千円

- （注） 1 補助事業が複数の学校での共用となっている場合は、それぞれ別葉で提出すること。
- 2 総事業経費及び補助対象経費は、当該学校の教育装置、ICT活用推進事、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業並びに施設環境改善整備事業の整備に要する総事業経費及び補助対象経費の合計額を記入すること。
- 3 補助金交付申請額は、当該学校の補助金交付申請額の合計額を記入すること。
- 4 申請を行う事業のうち、専門課程及び高等課程において共用する事業がある場合は、各課程の内訳を記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

(別紙1) 総括表

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る整備計画書（専修学校関係）総括表

(都道府県名)
(学校法人等名)
(学校名)

事業 番号	装 置 名 事 業 名 等 (施 設 名)	課 程	総事業経費	補助対象経費	補 助 金 交付申請額
			円	円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
			円	円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
			円	円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
合 計			円	円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円

- (注) 1 「事業番号」、「装置名 事業名等（施設名）」、「補助金交付申請額」の各欄は、内定一覧に示されたものを記入すること。
- 2 「課程」は専門課程・高等課程のいずれかまたは両方を記入すること。
- 3 申請を行う事業が専門課程及び高等課程において共用する場合、補助対象経費は課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により算出し、内訳をそれぞれ記載すること。

〈別紙２〉（教育装置、ＩＣＴ活用推進事業）（用紙日本産業規格Ａ４縦型）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る整備計画書（専修学校関係）

（都道府県名）

（学校法人等名）

（学校名）

（課程）（専門課程・高等課程）

装 置 名	規 格	数量	単 価	金 額	使用課程・ 学科名	納 期	製造業者 納入業者
			円	円			
施設工事明細	種 別	細 別	数量	単 価	金 額	施行業者／竣工予定	
				円	円		
総事業経費	円	補助対象経費計		円 (内訳) 専門課程 円 高等課程 円	補助金 交 付 申請額	千円 (内訳) 専門課程 千円 高等課程 千円	

- （注）１ 教育装置が数個の設備の組合せで成り立っている場合は、個々の設備について数量、単価を内訳として記入すること。
- ２ 最上段（教育装置、ＩＣＴ活用推進事業）欄の該当するものを○で囲むこと。また、教育装置・ＩＣＴ活用推進事業の両方を申請する場合には計画書は別葉とすること。
- ３ 「課程」は専門課程・高等課程のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- ４ 申請を行う事業が専門課程及び高等課程において共用する場合は、「課程」は専門課程・高等課程の両方を○で囲むこと。また、補助対象経費は課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により算出し、内訳をそれぞれ記載すること。

(別紙3) (防災機能等強化緊急特別推進事業) (用紙日本産業規格A4縦型)

令和 年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費))に係る整備計画書(専修学校関係)

(都道府県名)
(学校法人等名)
(学校名)
(課程) (専門課程・高等課程)

事業 番号	事業名等 (施設名)		事業費明細			総事業経費 補助対象経費	補助金 交付申請額
			費目名		金額		
		学改 校施 設工 耐震事	工事費		円	総事業経費： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
			実設計 設計費		円	補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	
			耐診経費 震断等		円		
		バリア フリー 化工事	工事費		円	総事業経費： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
			実設計 設計費		円	補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	
		防災機能 強化工事	工事費		円	総事業経費： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
			実設計 設計費		円	補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	
合 計				件	円	総事業経費： 円 補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円

(注) 1 「事業番号」、「事業名等」、「補助金交付申請額」の各欄は、内定一覧に示されたものを記入すること。
2 「課程」は専門課程・高等課程のいずれか該当するものを○で囲むこと。
3 申請を行う事業が専門課程及び高等課程において共用する場合は、「課程」は専門課程・高等課程の両方を○で囲むこと。また、補助対象経費は課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により算出し、内訳をそれぞれ記載すること。

(別紙 4) 〈エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業〉 (用紙日本産業規格 A 4 縦型)

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る整備計画書（専修学校関係）

(都道府県名)
(学校法人等名)
(学校名)
(課程) (専門課程・高等課程)

事業 番号	事 業 名 等 (施 設 名)	事 業 費 明 細			総事業経費 補助対象経費	補 助 金 交付申請額
		費 目 名		金 額		
		工 事 費		円	総事業経費計： 円 補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
		実 設 計 施 費		円		
		工 事 費		円	総事業経費計： 円 補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
		実 設 計 施 費		円		
		工 事 費		円	総事業経費計： 円 補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円
		実 設 計 施 費		円		
合 計				円	総事業経費計： 円 補助対象経費計： 円 (内訳) 専門課程： 円 高等課程： 円	千円 (内訳) 専門課程： 千円 高等課程： 千円

- (注) 1 「事業番号」、「事業名等」、「補助金交付申請額」の各欄は、内定一覧に示されたものを記入すること。
2 「課程」は専門課程・高等課程のいずれか該当するものを○で囲むこと。
3 申請を行う事業が専門課程及び高等課程において共用する場合は、「課程」は専門課程・高等課程の両方を○で囲むこと。また、補助対象経費計は課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により算出し、内訳をそれぞれ記載すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（都道府県知事名）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））交付申請額一覧（専修学校関係）

下記のとおり、令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院
等教育研究装置施設整備費））の交付申請がありましたのでお届けします。

記

事業 番号	専 修 学 校 名	設 置 者 名	教 育 装 置 名 ICT活用推進事業名 防災機能等強化緊急 特 別 推 進 事 業 名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	総事業経費 （うち補助対象経費）	補助金交付申請額
				円	千円
計				円	千円

（注） 申請を行う事業が、専門課程及び高等課程において共用する場合は、各課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により補助対象経費を算出すること。また、「教育装置」名等欄の事業名の末尾には課程の別が分かるよう、「〇〇（専門課程）」「〇〇（高等課程）」と明記し、補助対象経費及び補助金交付申請額を課程ごとに分けて記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））交付決定通知書（専修学校関係）

（補助事業者名）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装
置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））については、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年
月 日付け 第 号をもって、文部科学大臣から次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の
規定により通知します。

令和 年 月 日
都道府県知事

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年
度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整
備費））交付申請書（専修学校関係）記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。
- | | |
|----------|----|
| 補助対象経費 | 円 |
| 補助金の額 | 千円 |
| （内訳）専門課程 | 千円 |
| 高等課程 | 千円 |
- 3 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 4 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に専門課程は1／2を、高等課程は1／3（防災機能等強化緊
急特別推進事業において補助率1／2が適用された場合は1／2）を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか
低い額とする。
- 5 補助事業者は適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び私立学校施設整備費補助金（私立学
校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱の定めるところに従
わなければならない。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（学校法人等理事長名）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業内容の変更承認申請書（専修学校関係）

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた上記の補助金に係る事業の内容を、次のとお
り変更したいので、承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 補助対象設備の見積書（最新のものの）、カタログ等変更部分に係る関係書類を添付すること。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業の状況報告書（専修学校関係）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 2 条の規定に基づき、
標記補助金に係る事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

(令和 年 月 日現在)

事業名	補助対象 経 費 (A)	補助金の額 (B)	納入済設備状況		納入予定設備状況			不 用 額 { (C)+(D) } × 1/2(高等課 程の場合は1 /3) - (B)
			金 額 (C)	<u>(C)</u> (A)	金 額 (D)	<u>(D)</u> (A)	納入完了 予定年月日	
	円	千円	円	%	円	%		千円
	(内訳)	(内訳)	(内訳)		(内訳)			(内訳)
	専門課程	専門課程	専門課程		専門課程			専門課程
	円	千円	円		円			千円
	高等課程	高等課程	高等課程		高等課程			高等課程
	円	千円	円		円			千円

(注) 申請を行う事業が、専門課程及び高等課程において共用する場合は、課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により補助対象経費を算出すること。また、「事業名」欄の事業名の末尾には課程の別が分かるよう、「〇〇（専門課程）」「〇〇（高等課程）」と明記し、補助対象経費及び補助金交付申請額を課程ごとに分けて記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業の状況報告書（専修学校関係）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 2 条の規定に基づき、
標記補助金に係る事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

(令和 年 月 日現在)

事業名	補助 対象 経費 (A)	補助金 の額 (B)	完了済み事業			工事完了予定時期			不 用 額 {(C)+(D)} × 1/2(高等課 程の場合は1 /3又は1/2) － (B)
			金 額 (C)	$\frac{(C)}{(A)}$	着工 (予定) 年月日	金 額 (D)	$\frac{(D)}{(A)}$	事業 完了 予定 年月日	
	円 (内訳) 専門課程 円 高等課程 円	千円 (内訳) 専門課程 千円 高等課程 千円	円 (内訳) 専門課程 円 高等課程 円	%		円 (内訳) 専門課程 円 高等課程 円	%		千円 (内訳) 専門課程 千円 高等課程 千円

- (注) 1 申請を行う事業が、専門課程及び高等課程において共用する場合は、課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により補助対象経費を算出すること。また、「教育装置名」等欄の事業名の末尾には課程の別が分かるよう、「〇〇（専門課程）」「〇〇（高等課程）」と明記し、補助対象経費及び補助金交付申請額を課程ごとに分けて記入すること。
- 2 防災機能等強化緊急特別推進事業における高等課程の不用額の算出にあたっては、適用された補助率（1/3 又は 1/2）を乗じること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

（学校法人等理事長名）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業の実績報告書（専修学校関係）

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた上記の補助金に係る事業の実績について、
補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律第14条の規定により、別紙のとおり報告します。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

〈別紙様式第13の1〉

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業実績報告書（専修学校関係）

（学校法人等名）

（学 校 名）

1 総 括 表

教 育 装 置 名 ICT活用推進事業名 防 災 機 能 等 強 化 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	A 補助金 交付 決定額	購 入 (完 了) 済 額			B 補助金 受領 済額	A-B 精 算 所要額	備 考
		支出 済額	支出 予定額	計			
	千円	円	円	円	千円	千円	
	(内訳) 専門課程	(内訳) 専門課程	(内訳) 専門課程	(内訳) 専門課程	(内訳) 専門課程	(内訳) 専門課程	
	千円	円	円	円	千円	千円	
	高等課程	高等課程	高等課程	高等課程	高等課程	高等課程	
	千円	円	円	円	千円	千円	

（注） 報告を行う事業が、専門課程及び高等課程において共用する場合は、課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により支出済額及び支出予定額を算出し、その内訳を記載すること。

2－1 事業実施内容（教育装置、ICT活用推進事業）

教 育 装 置 名 ICT活用推進事業名	使用課程・ 学科名	数量	単価	金額	規格	製造 業者名	発注 年月日	納入 年月日	支払 年月日
						納入 業者名			

- （注） 1 教育装置が数個の設備の組合せで成り立っている場合は、個々の設備について数量、単価を内訳として記入すること。
- 2 納入、施工状況が確認できる写真（日付けを付記）並びに設備の契約書、納品書、検査調書、請求書及び領収書の写し（納品書、請求書及び領収書は物品供給者作成のもの）を添付すること。

2－2 事業実施内容（防災機能等強化緊急特別推進事業）

防 災 機 能 等 強 化 緊急特別推進事業名	費目	数量	単価	金額	施 工 業 者	契 約 年 月 日	竣 工 年 月 日	支 払 年 月 日

（注） 1 費目については、工事費、実施設計費、調査経費（耐震診断経費又は耐震点検経費）毎に記入すること。

2 竣工状況が確認できる写真（日付けを付記、工事中の状況のものを含む。）並びに工事の契約書、工事竣工通知書、検査調書、請求書及び領収書の写し（工事竣工通知書、請求書及び領収書は施工業者作成のもの）を添付すること。

2－3 事業実施内容（エコキャンパス推進事業、施設環境改善整備事業）

エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	費目	数量	単価	金額	施 工 業 者	契 約 年 月 日	竣 工 年 月 日	支 払 年 月 日

（注） 1 費目については、工事費、実施設計費毎に記入すること。

2 竣工状況が確認できる写真（日付けを付記、工事中の状況のものを含む。）並びに工事の契約書、工事竣工通知書、検査調書、請求書及び領収書の写し（工事竣工通知書、請求書及び領収書は施工業者作成のもの）を添付すること。

文 書 番 号

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

所 在 地 （郵便番号）

学校法人

理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））の国の会計年度終了に伴う実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度私立学校施設整備費補助金
（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る事業の実績につい
て、国の会計年度内に補助事業が完了していませんので、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、別紙のとおり報告します。

注：国の会計年度内に補助事業が完了しなかった事業（繰越の承認を受けた事業）については、当該様式により報告する。

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

別紙〈総括表〉

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））の国の会計年度終了に伴う実績報告書

事業 番号	専 修 学校名	設置者名	教 育 装 置 名 ICT活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交付申請書記載総事業 経費 （うち補助対象）	交 付 決定額
				千円 （ 千円） （内訳） 専門課程 千円 （ 千円） 高等課程 千円 （ 千円）	千円 （内訳） 専門課程 千円 高等課程 千円

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

（都道府県知事名）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・
大学院等教育研究装置施設整備費））の額の確定報告書（専修学校関係）

下記のとおり報告します。

記

事業 番号	専 修 学校名	設置者名	教 育 装 置 名 ICT活用推進事業名 防災機能強化等 緊急特別推進事業名 エコキャンパス推進事業名 施設環境改善整備事業名	交 付 決定額	補助 対象 経費	確定額	不用額	確定 年月日
				千円	円	千円	千円	
				(内訳) 専門課程 千円 高等課程 千円	(内訳) 専門課程 円 高等課程 円	(内訳) 専門課程 千円 高等課程 千円	(内訳) 専門課程 千円 高等課程 千円	

（注） 申請を行う事業が、専門課程及び高等課程において共用する場合は、各課程ごとの面積で按分する等の合理的な方法により補助対象経費を算出すること。また、「教育装置名」等欄の事業名の末尾には課程の別が分かるよう、「〇〇（専門課程）」「〇〇（高等課程）」と明記し、補助対象経費及び補助金交付申請額を課程ごとに分けて記入すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

申請者 住所
(記名)

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書（専修学校関係）

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和 58 年 7 月 1 日文部大臣裁定）第 25 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金額（交付要綱第 25 条による額の確定額）

円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
- 5 補助金返還相当額（4－3）

円

(注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

令和 年 月 日

（精算・概算）請 求 書

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））を、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）第15条の3の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円 也

学校法人名

理事長名

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先